

入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

・入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者 （限度額区分 A）	現役並み	490 円	
一般 （限度額区分 B）	一般		
低所得者 （限度額区分 C）	低所得Ⅱ	90 日目までの入院	230 円
		91 日目以降の入院（長期該当者）	180 円
該当なし	低所得者Ⅰ （老齢福祉年金受給権者）	110 円	

・療養病床に入院したときの食事代・居住費

区分		食事代 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）
住民税課税 世帯	入院時生活療養Ⅰ	490 円	370 円
	入院時生活療養Ⅱ	450 円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	230 円	
	低所得Ⅰ（世帯主及び国保加入者全員が所得0円 （年金を受給している方は年金収入80万円以下）の世帯に属する70歳以上の方）	140 円	